第６章　みんなで取り組むために

この計画に掲げる環境像及び基本目標を実現させるためには、市民・市民活動団体・事業者・学識経験者・行政などの全ての主体が協力・連携して行動することが必要です。この章では、自発的な取組を進めるための各主体の役割や協力・連携のために実施すべき事項について示します。

- 第１節　各主体の役割
- 第２節　各主体間の協力・連携
- 第３節　環境教育啓発の推進

第６章　みんなで取り組むために

この計画に掲げる環境像及び基本目標を実現させるためには、様々な施策の推進を図る必要があります。しかし、行政の取組だけでは対応に限界があることから、多様な主体の協力が不可欠となっています。そのため、市民（市外から通勤や通学、観光などで訪れた人も含む）・市民活動団体（町内会、ＮＰＯ※法人等）・事業者・学識経験者・行政等、全ての主体が環境についての情報を共有し、それぞれが自らの責任と役割を理解したうえで主役となり、協力・連携して行動することが求められています。しかし、活動している人の高齢化、担い手不足、感染症対策、資金調達や他団体との連携・協働が難しいなど、活動を継続するうえでの課題もみられます。行政は、こうした課題を踏まえつつ、市民・市民活動団体・事業者などの自発的な取組を支援するとともに、学識経験者の意見を取り入れながら、各主体が協力・連携できる仕組みづくりをより一層発展させていきます。

第１節　各主体の役割

環境問題の解決のためには、まず、各主体が自らの責任と役割を理解したうえで行動することが重要です。ここでは、それぞれが果たすべき責任と役割について示します。

１　市民の役割

・日常生活が環境への負荷を与えていることを認識し、省資源、省エネルギー、３Ｒやごみの減量、エシカル消費※など環境に配慮したライフスタイルを実践します。
・環境に関するボランティア活動、自然体験活動や環境学習会などへ積極的に参加します。
・環境への理解を深め、家族、とりわけ次代を担う子どもたちに環境にやさしい行動の大切さを伝えます。
・身近な環境をより良いものにしていくよう、市民活動団体・事業者・行政などと協力・連携した環境づくりに取り組みます。

２　市民活動団体の役割

・地球温暖化※の防止、自然環境の保全、資源の有効利用、環境の美化など、様々な環境問題に関する普及啓発や提言、実践などの活動に積極的に取り組みます。
・グラウンドワーク※や学習会などの開催、指導者の派遣などの活動を通して、各主体と協力・連携した環境づくりに取り組みます。

３　事業者の役割

・環境の保全、廃棄物の再生利用や適正処理などの法令遵守、省エネルギー、省資源などに取り組みます。
・環境と経済の調和に向け、環境マネジメントシステム※や環境会計※の導入、環境・社会報告（ＣＳＲ※）の公表に努めます。
・環境への負荷の少ない商品・技術の開発や提供に努めます。

・地域における市民や市民活動団体の取組を支援するなど、各主体と協力・連携した地域の環境づくりに積極的に取り組みます。

4　学識経験者の役割

・市民・市民活動団体・事業者・行政が取組を進めるにあたり、科学的なデータや資料に基づき必要な助言を行います。
・自らが調査・研究した内容を発表し、情報の提供を行います。
・自らが調査・研究した内容に関するデータや資料を必要に応じ提供します。

5　行政の役割

・市民・市民活動団体・事業者などと協働のもと、学識経験者の意見を取り入れながら、環境の保全と創造に関する施策の推進に積極的に取り組みます。
・市民・市民活動団体・事業者などの自発的な取組を支援します。
・市民・市民活動団体・事業者・学識経験者・行政が協働して取り組むための場づくりや、環境リーダー・コーディネーターなどの人材養成に取り組みます。
・環境法令の遵守や環境にやさしい事業の実践など、他の主体の模範となるよう環境に配慮した行動を率先して実行します。
・事業者として、環境の保全、廃棄物の適正処置などの法令遵守、省エネルギー、省資源、３Ｒなどに取り組みます。
・事業者として、環境への負荷の少ない商品の利用に努めます。

第２節　各主体間の協力・連携

市民・市民活動団体・事業者・学識経験者・行政などの各主体が率先して取組を進めるとともに、互いに連携し合いながら活動の輪を広げていくことは、より良い環境づくりにとって大切です。また、それぞれが環境への関心を持ち、実際に行動を起こす人材や活動の場を増やしていくことも重要です。

1　各主体による環境活動の実践

・各主体が実践する環境活動について互いに協力し合い、情報や資材の提供など、支援を行います。
・日頃から、市が率先して環境に配慮した活動を実践します。
・環境活動の重要性や魅力を伝えます。
・法令遵守を徹底するとともに、環境マネジメントシステム※や環境会計※の導入など環境経営※への転換や、ＣＳＲ※を推奨します。

市民の参加形態

●取組に参加する

日々の行動で環境に配慮する、あるいは積極的にグループ活動に参加します。

●取組をリードする

市民に呼びかけてグループを形成し、率先して環境活動を実践します。

●取組をアドバイスする

広い見識をもって、環境活動を先導していく役割をもった人、例えば、自然観察を続けてきた人、小・中・高校・大学などの教職員、行政職員などの地域について詳細な情報を与えられる人が環境活動を先導してアドバイスします。

●取組をマッチングする

各自が持っている情報を共有し、必要としている主体へマッチングします。

２　各主体が連携した活動の場づくり

・市民・市民活動団体・事業者の環境活動において、互いの連携を促進します。
・イベントやセミナーなどを開催し、各主体が情報交換し、行動を広げるきっかけをつくります。
・環境に配慮した地域コミュニティの形成を目指します。
・町内会・保健衛生協議会などの地域に根ざして活動する団体や、地域横断的に活動する市民活動団体など、それぞれの特長を活かし、連携できる機会をつくります。

３　環境市民会議による環境活動の促進

・会議を構成する市民・市民活動団体・事業者・学識経験者が、地球温暖化※対策をはじめ、環境の保全と創造に関する様々な取組を率先して実施します。
・構成する委員それぞれが情報提供し合い、連携するとともに、市域における普及啓発活動や情報発信を行います。
・構成する委員と行政とが連携し、「かこがわ eco フェスタ」など環境に関するイベントを開催し、市民に広く啓発を行います。
・本市の環境をよりよくするため、構成する委員と行政とが話し合う場である「元気が出る！環境活動ＳＨＯＷ！」を開催し、本市が抱える環境に関する課題等について、意見交換を行います。

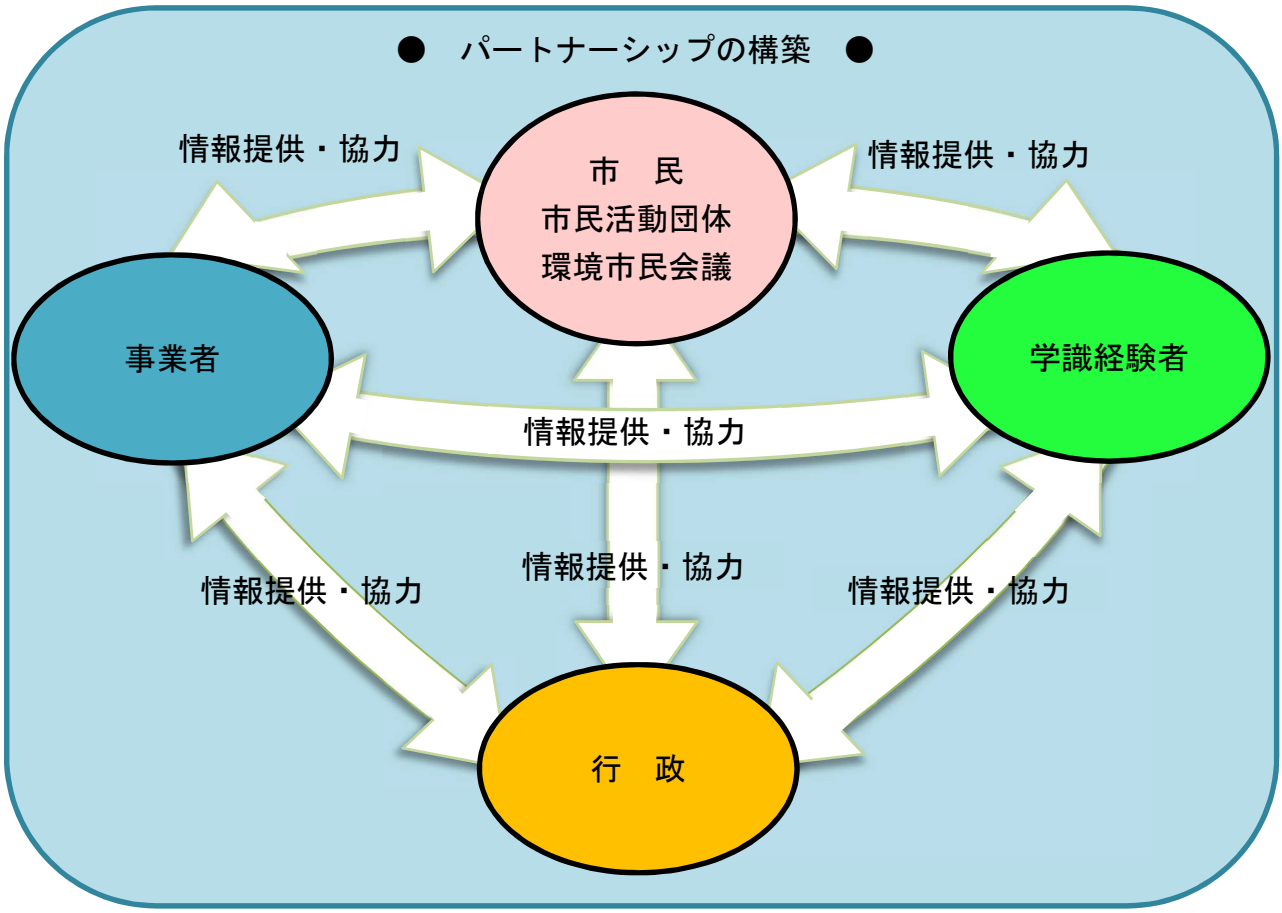

図６－１　パートナーシップ構築の概念図

かこがわ eco フェスタ

元気が出る！環境活動ＳＨＯＷ！

第３節　環境教育啓発の推進

市は、環境イベントや学習会などを開催し、環境への関心を高める場を提供するとともに、環境に関する情報を広く発信し、一人ひとりの環境意識を高めるための機会をつくります。

特に、次代を担う子どもたちが環境に興味を持ち、環境問題に対する正しい知識を持つことは、中長期的に、市域の環境をより良くしていくために大変重要です。そのためには、学校において環境教育を進めるとともに、地域・家庭とも連携して、実際の「体験」に基づいた環境学習に取り組むことが必要です。

１　環境学習の推進

・地域の専門家や市民活動団体・ＮＰＯ※法人・学校・福祉施設・事業者・学識経験者など多様な知識や技術を持った主体が互いに協力し合いながら、環境活動の一環として環境学習を実施します。
・行政をはじめ、市民活動団体・ＮＰＯ※法人・民間企業の協力のもと「かんきょう出前講座※」を継続して実施し、環境について学習する機会を提供します。
・「環境セミナー」を継続して開催し、環境学習を展開する指導者を養成するとともに指導者が抱えている課題等について情報共有し、さらなる環境活動の活性化を進めます。
・「自然観察会」を継続して開催し、自然や生きものとふれあえる体験の場を創り、豊かな環境の魅力を再発見し、守り育む心を養います。
・「かこがわ eco フェスタ」をはじめとした環境イベントを継続して開催し、環境について楽しく学べる場を提供し、さらなる環境への興味・関心を高めます。

２　情報提供の推進

・本市の取組をより身近なものとするため、市ホームページやＳＮＳ※等を用いて、環境情報を発信します。
・市民活動団体と協力・連携した活動内容について、情報提供します。
・環境に関する資料や冊子を用いて、情報提供に努めます。
・家庭における脱炭素なライフスタイルへの転換を進めるため、「緑のカーテン※」や「地球温暖化※防止セミナー」をはじめとしたイベント情報を発信し、参加を促します。

３　子どもたちへの取組の推進

・市内全ての小学３年生の子どもたちが、地域で自然環境について体験することができる、体験型環境学習や教育の推進を図ります。
・地域の資源を活かした環境学習の取組を推進します。
・学校と地域が連携した環境教育を推進するとともに、情報提供や連携に向けた調整等、活動を支援します。
・子どもたちに接する機会の多い方々からの意見を参考にして、現場に即した環境教育を進めて行きます。